

平成 30 年度

小山町営住宅の入居のご案内

1 募集方法

町営住宅は毎月募集を行います。募集団地は毎月変わりますので、募集している団地についてはご確認ください。また、申込みにあたっては資格（6ページの「4 申込資格」をご覧ください。）が必要です。

1-1 募集の期間等

原則、毎月 1 回入居できる空家がある場合募集します。

募集団地発表日

毎月 10 日 ~

受付期間

毎月 14 日~18 日

仮当選された方は 7 ページの「7 入居資格審査」を行い、合格されますと約 2 か月後に入居が可能となります。

1-2 募集団地の確認（募集している団地・タイプを知る方法）

〈テレホンサービス〉土・日曜日、祝日、夜間も対応しています。なお、発表日初日は大変混みあいます。

(055) 924-2901

静岡県東部地区の県営住宅とあわせてご案内します。

〈ホームページ〉 <http://www.sjkk.or.jp/>
〈公社窓口でもお尋ねください。〉

静岡県住宅公社 検索

1-3 申込み方法

「町営住宅借受申込書」に必要事項をご記入の上、抽選会・抽選結果のハガキ 2 枚とともに、下記の公社窓口へ郵送又は持参してください。

〈注意事項〉

- ① 申込資格をご確認ください（6 ページの「4 申込資格」をご覧ください）。
- ② 申込みは団地別（タイプ別）に受付します。団地・タイプを必ず記入してください。
※ 原則として棟、階数は指定できません。ただし、階段の昇降に支障のある方は、申込時に申し出てください（診断書等を提出していただきます）。
- ③ 単身の方は単身での申込みが可能な住宅かどうかをご確認ください。
- ④ 申込みは 1 世帯 1 住宅に限ります。二重申込みなどの場合は失格となります。
- ⑤ 提出された書類は一切お返しいたしません。

● 郵送の場合：上記 1-1 の受付期間の消印のあるものが有効です。

※ 受付最終日の投函時間の扱いにはご注意ください。

● 持参の場合：上記 1-1 の受付時間は
午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分まで
（土・日曜日、祝日を除く）です。

※ 住宅公社は町営住宅の管理業務を小山町より
管理代行者として受託しています。

1-4 申込み及び問い合わせ先（公社窓口）

〒410-0055 沼津市高島本町 1 番地の 3
（県東部総合庁舎本館 2 階）

静岡県住宅供給公社 東部支所

電話(055)920-2271、FAX(055)924-2908

東部支所案内図



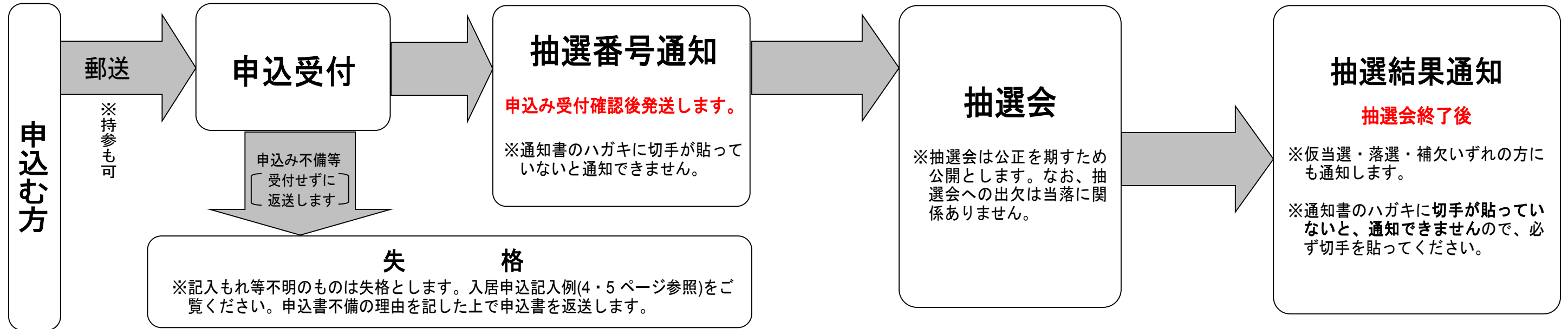
2 申込みから入居まで

原則、申込み受付後に入居を辞退することはできません。
本書をよくお読みいただき、辞退することのないようお願いします。

【申込受付におけるご了解および注意事項】

- ・申込書の記入事項について電話でお尋ねする場合がありますので、申込者に確実に連絡のとれる電話番号を記入してください。
- ・募集団地を確認したうえでお申し込みください。（1ページの「1-2 募集団地の確認」参照）
- ・申込書投函後の団地・タイプ等の変更・訂正は一切出来ませんのでご注意ください。
- ・原則として棟・階数の指定はできません。

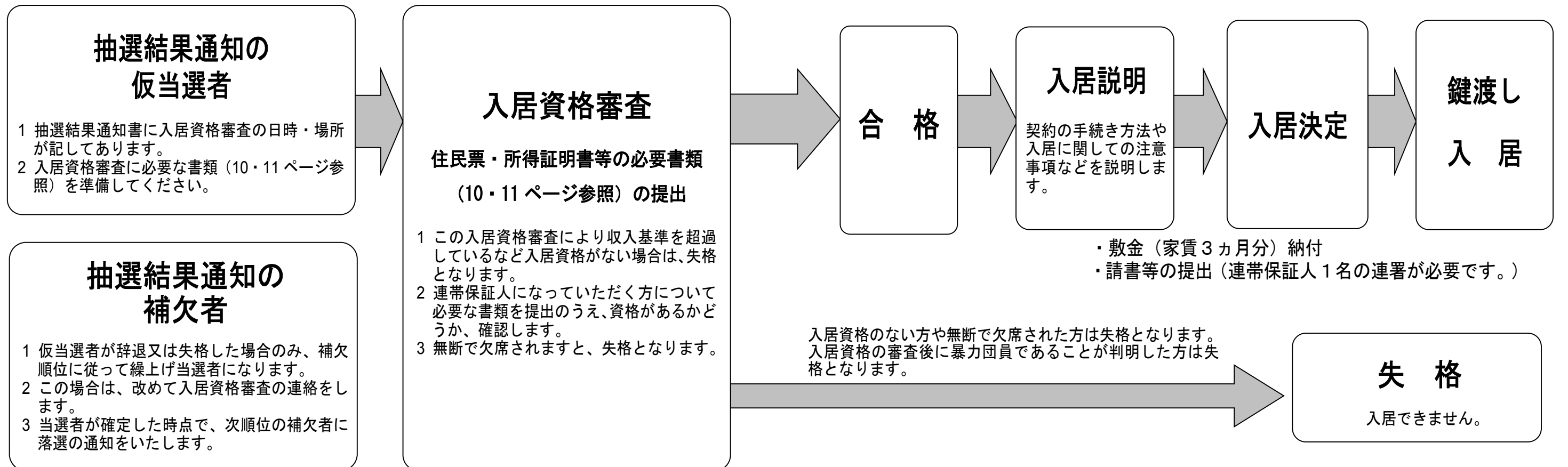
① 申込みから抽選まで



失 格
※記入もれ等不明のものは失格とします。入居申込記入例(4・5 ページ参照)をご覧ください。申込書不備の理由を記した上で申込書を返送します。

※二重申込などの不正があった場合には失格となります。

② 仮当選から入居まで



3 入居申込記入例

※ 6ページの申込資格をご確認のうえ黒のボールペンで記入してください。

様式第1号 (第2条関係)

(表)

町営住宅借受申込書

小山町長 様
静岡県住宅供給公社理事長 様

入居を希望する住宅	南藤曲 団地 A タイプ				
現住所	〒410-1395 駿東郡小山町藤曲57-2 JKアパート〇号 (様方) 電話番号< 0000 > 00 - 0000				
ふりがな	すぎき たろう				
氏名	鈴木 太郎 印				
勤務先住所	〒410-1303 内線 () 駿東郡小山町生土59-5 電話番号< 0000 > 00 - 0000				
職業又は勤務先名	(株)〇〇建設(会社員)				
入居する家族及び同居人	氏名	続柄	性別	年齢	職業
	鈴木太郎	本人	男	41	会社員
	鈴木花子	妻	女	38	スーパー〇〇(パート)
	鈴木一郎	子	男	7	専職
申込み理由	左に対する具体的理由			詳細な理由	
1 別居	住宅がないため家族と別居中(県内、県外)				
2 遠距離通勤	鉄道等 分、徒歩 分、計 分				
3 立退要求	訴訟されている、立退判決 家主が他に売却、書類口頭にて要求				
④ 不良住宅	敷地排水不良、床湿潤、雨漏り多 耐用年数終り修理不能、非住家				
5 設備不完全	居室寝室設備、炊事設備、浴室、便所				
6 間借	他人住宅、親類住宅、友人住宅				
⑦ 過密居住	1人当たりの畳数 3.5 畳				
8 過重家賃	月額 円(月収の %)				
9 結婚予定	年 月 日予定				
10 その他					

備考：申込理由は該当するものを○で囲み、詳細な理由を記入してください。

(裏)

現の住状居況	区分	借家 同居・社宅・間借・公営住宅・自家・その他 ()		
住居の状況	畳数	10.5 畳	室数	2 室
	勤務先への通勤状況	自宅から通勤先までの所要時間 時間 30 分		
現住所案内図				

太枠の中をすべて記入してください

収入計算欄 (この欄は記入しないで下さい)

【過去1年の転・就職のみ記入】

給与又は所得 月～月分 円 賞与 円

給与又は所得 月～月分 円 賞与 円

氏名 支払額 所得額 控除額

控除項目	控除額	人数
同居者		人
非同居扶養親族		人
老人扶養老人配偶者		人
特定扶養親族		人
障害者		人
特別障害者		人
寡婦(夫)		人

収入区分	所得月額	0	104,001	123,001	139,001	158,001	186,001
	区分	1	2	3	4	5	6

団地名は必ず記入してください。また、タイプがある団地についてはタイプも必ず記入してください。募集している団地・タイプのみ申し込みが可能ですので、申込時に必ず募集の有無を確認してください。(1ページ「1-2 募集団地の確認」参照)

電話番号は連絡する場合がありますので、正確に記入してください。

現住所の案内図をできるだけわかりやすく記入してください。

同居しようとする親族全員の氏名・続柄・性別・年齢・職業を記入してください。同居親族で婚約中の方は、続柄欄に「婚約者」と記入してください。

収入計算欄は記入しないでください。

該当する項目に○印をつけ、記入箇所がある場合は記入してください(「申込みの理由」「具体的理由」欄については複数可)。また、申込みの理由については詳細な理由を記入してください。

※ 申込みの際は、申込書に抽選会・抽選結果の返送用ハガキ2枚をつけて、公社窓口へ郵送または持参してください。また、返送用ハガキ2枚には、切手を必ず貼ってください。

4 申込資格

●申込みできる方は**申込日現在**で次の(1)～(6)のすべてに該当する方。

- (1) 住宅に困窮している方。(自家を所有している方や公営住宅(県営・市営・町営)に既に居住している方は原則として申込みできません。)
- (2) 次の①又は②の方
 - ①**現に国内に同居し又は同居しようとする親族がある方**(離婚調停中の場合を除き、夫婦を分割しての申込み、または不自然な世帯構成での申込みはできません。ただし、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、また入居可能日から3ヶ月以内に同居できる婚約者は同居親族に含みます。)
 - ②**下表の要件に該当する単身者の方(「単身可」の団地(タイプ)のみ)**
- (3) 申込者および同居しようとする親族の過去1年間の収入から算出した金額が次の基準額に該当する方(算出方法は、8ページの「11 収入基準の算出方法」をご覧ください。)
- ①**一般世帯 月額 158,000 円以下の方**
- ②**裁量世帯 月額 214,000 円以下の方**(「裁量世帯」の要件は下表のとおり。)
- (4) 申込者本人を含めた同居世帯員のいずれかに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がいない方
- (5) 7ページに記載する連帯保証人1人がいる方
- (6) 国税又は地方税を滞納していない方

上記の単身の方及び裁量世帯に関する要件は次のとおりです。

単 身 の 方	<p>一人で生活ができる方、かつ次の①～⑩のいずれかに該当する方。(なお、生活ができる方には他人の援助を受けて一人で生活できる方も含みます。詳しくは窓口でご相談ください。)</p> <p>①60歳以上の方</p> <p>②身体障がいのある方(1級～4級)</p> <p>③精神障がいを有している方(1級～3級)</p> <p>④知的障がいを有している方(精神障がいを有している方の障がいの程度と同等)</p> <p>⑤生活保護を受けている方</p> <p>⑥戦傷病者手帳をお持ちの方(特別項症～第6項症、または第1款症の方)</p> <p>⑦原子爆弾被爆者の認定を受けている方</p> <p>⑧引揚者で本邦に引揚げた日から5年を経過していない方</p> <p>⑨ハンセン病療養所入所者等の方</p> <p>⑩DV被害者の方(婦人相談所の一時保護、婦人保護施設の保護が終了した日から5年を経過していない方。裁判所の退去命令、接近禁止命令の申し立てを行っている方で命令の効力が生じた日から5年を経過していない方)</p>
裁 量 世 帯	<p>次の①～③のいずれかに該当する方</p> <p>①入居者及び同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の世帯</p> <p>②同居者に小学校入学前の子どもがいる世帯(平成24年4月2日以降に生まれた子)</p> <p>③上記単身の方の入居要件のうち、②～④、⑥～⑨に該当する方</p>

5 申込書の記入方法等

4・5ページの「3 入居申込記入例」を参照してください。

- (1) 募集を行っている団地の中から希望する団地名を記入してください。また、団地にタイプが区分されている場合は、そのタイプを記入してください。**団地名やタイプの記入もれ、募集していない団地の申込みがあった場合は、失格となります。**
- (2) 申込書に記載する内容は、**申込日現在**ですべて詳細、かつ、正確に記入してください。特に、自宅及び勤務先の電話番号は必ず記入し、現住所がアパートなどの場合は、その名称、部屋番号まで記入してください。
- (3) 「申込み理由」欄には該当項目の記号を○で囲み、その詳細を記入してください。
- (4) 現住所の案内図は目標となるものを記入し、明瞭に書いてください。

6 抽選会

- (1) 抽選番号は申込み時に提出されたハガキにて通知します。
- (2) 公開抽選により仮当選者及び補欠者を決定します。
- (3) 抽選結果については、抽選会の出欠に関わらず申込者全員にハガキにて通知します。(抽選会の出欠は当選落選に関係ありません) 抽選結果は公社ホームページにも掲載します。
(<http://www.sjkk.or.jp/>)

7 入居資格審査（仮当選者）

- (1) 仮当選された方には抽選結果通知のハガキで入居資格審査日のご案内をします。
- (2) ハガキで指定された日に、10～11 ページに記載されている住民票等必要書類と認印を入居資格審査会場へ持参いただき、入居資格審査を受けていただきます。(抽選結果通知書をご持参ください)
※ 単身申込みの方は、自活状況の調査、判定のため必ずご本人に入居資格審査を受けていただきます。
- (3) 入居資格審査の結果、申込資格に該当しない場合は失格となります。
この場合、補欠順位1番の方より仮当選者に繰上がります。
- (4) 婚姻予定者の方は15ページの「婚約証明書」に、原則として双方の親または媒酌人を証明者として署名捺印をしていただき、更に申込者及び婚約者に誓約をしていただきます。
- (5) **入居資格審査の際、連帯保証人になる予定者についても、資格があるかどうか、審査します。**
※連帯保証人は、下記①②の両方に該当することが必要です。
 - ①原則として町内在住の方
 - ②世帯及び家計を別にする方で、弁済をする資力を有する親族の方(市町村民税所得割額または固定資産税納税者)※連帯保証人は、入居者が万一家賃を滞納したり、法令等に違反した場合、入居者とともに**一切の責任を負う**こととなりますので、連帯保証人になっていただく方に十分説明をしてください。

8 当選者の確定

- (1) 入居資格審査の結果、入居資格がある方は当選者となり、指定された日から入居できます。また、契約書類等を渡しますので、鍵渡しまでの間に契約書類等の手続きを行っていただきます。
- (2) 補欠者は、当選者が辞退した場合は繰上げて仮当選となり、入居資格審査を受けていただきます。
補欠者の有効期間は当選者が入居するまでとし、以後その資格を失います。なお、補欠者が翌月以降の募集や随時募集に応募した場合は、その時点で補欠者としての資格を失いますのでご注意ください。
- (3) 定員に満たない場合は、募集期間終了後の翌日から起算した第4営業日より先着順でその月の月末まで受付します。(**「随時募集」**)。随時募集は、郵送の受付はできません。詳しくは公社窓口にお問い合わせください。

9 入居等について

- ・住宅の鍵をお渡しする(鍵渡し)前に**『敷金』として家賃の3ヵ月分を納入していただきます。**
- ・鍵渡し時に契約書類等を提出していただき、不備等がなければ鍵をお渡します。
- ・家賃は入居可能日から負担していただきます。

10 個人情報保護について

- ・提出いただいた個人情報については、町営住宅入居者選定及び管理業務の範囲で利用するものです。

11 収入基準の算出方法

申込者と同居者の方、**全員の所得を下記の算式により合算し**、所得区分を決定します。

$$\frac{\text{所得金額}}{12 \text{ヶ月}} = \left\{ \begin{array}{l} \text{本人を除く} \\ \text{同居親族数} \end{array} \times 38 \text{万円} + \begin{array}{l} \text{表1の特別} \\ \text{控除金額} \end{array} \right\} = \text{月額 } 158,000 \text{円以下であること}$$





所得区分表(一般世帯の方が申込できる所得月額)



所得区分	所得月額
1	104,000円以下
2	104,000円を超え 123,000円以下
3	123,000円を超え 139,000円以下
4	139,000円を超え 158,000円以下

所得区分表(裁量世帯に該当する世帯の方は、下記所得月額まで申込できます。)

所得区分	所得月額
5	158,000円を超え 186,000円以下
6	186,000円を超え 214,000円以下

<計算例>

ケース1	夫 給与収入 440万円 (所得金額 298万円)  妻 パート収入 60万円 (所得金額 0円)  子 17才  子 14才 	所得区分 3
	$\frac{(298 \text{万円} + 0 \text{円}) - \{ (3 \text{人} \times 38 \text{万円}) + (1 \text{人} \times 25 \text{万円}) \}}{12 \text{ヶ月}} = \text{月額 } 132,500 \text{円}$ <p style="text-align: center;">特別控除(特定扶養)</p>	

ケース2	夫 年金収入 250万円 70才  妻 年金収入 60万円 68才 	所得区分 1
	$\frac{(130 \text{万円} + 0 \text{円}) - (1 \text{人} \times 38 \text{万円})}{12 \text{ヶ月}} = \text{月額 } 76,666 \text{円}$	

別居の扶養親族のある方は、上記の「同居親族数」に含みます。

収入としないもの:生活保護、失業保険、遺族(恩給)年金、福祉(障害)年金、仕送り等非課税所得、退職金、一時所得(生命保険契約などの満期返戻金、その他)

表1 年間所得額から差引く特別控除

寡婦控除	<ul style="list-style-type: none"> 主たる生計維持者又は同居親族で、夫と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない女性、又は夫の生死が明らかでない女性。ただし、次の(1)・(2)のいずれかにあてはまる女性 (1)扶養親族又はその生計を一にする子(年間所得金額が38万円以下であること)を有する女性 (2)年間所得金額が500万円以下の女性(ただし、離婚による場合は扶養親族等を有する場合に限ります) 婚姻によらず母となり、現在も婚姻しておらず、扶養親族又はその生計を一にする子(年間所得金額が38万円以下であること)を有する女性 	寡婦(夫)一人につきその人の所得から 27万円
寡夫控除	<ul style="list-style-type: none"> 主たる生計維持者又は同居親族で、妻と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない男性、又は妻の生死が明らかでない男性。ただし、次の(1)・(2)のいずれにもあてはまる男性 (1)生計を一にする子(年間所得金額が38万円以下であること)を有する男性 (2)年間所得金額が500万円以下の男性 婚姻によらず父となり、現在も婚姻しておらず、子供を扶養し合計所得500万円以下の男性 	〔本人の所得の範囲内〕
障害者控除(特別障害者控除)	申込者または同居親族及び扶養親族の中で、身体・精神に障がいがあり、手帳を交付されている方(身体障がいのある方1~2級、精神障がいを有している方1級、知的障がいを有している方A判定)	一人につき27万円 〔一人につき40万円〕
老人扶養控除	70歳以上で、収入のある方の扶養親族である方	一人につき10万円
同一生計配偶者で70歳以上の者	70歳以上の同一生計配偶者である方	
特定扶養親族控除	年齢16歳以上23歳未満で、収入のある方の扶養親族と認められている方	一人につき25万円

12 収入基準の早見表

※左のページ中 表1の特別控除対象者がいない場合です。

【収入及び所得を得ている方が1人の場合で源泉徴収票では支払金額です。】

給与収入金額でみる早見表

		同居及び扶養親族 (本人を含む)						
		単 身	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	
年間総収入金額(公的年金は除く)	一般世帯	所得区分 1	2,043,999 円 以下	2,583,999 円 以下	3,127,999 円 以下	3,663,999 円 以下	4,135,999 円 以下	4,611,999 円 以下
		所得区分 2	2,044,000 ～	2,584,000 ～	3,128,000 ～	3,664,000 ～	4,136,000 ～	4,612,000 ～
			2,367,999	2,911,999	3,451,999	3,947,999	4,423,999	4,895,999
		所得区分 3	2,368,000 ～	2,912,000 ～	3,452,000 ～	3,948,000 ～	4,424,000 ～	4,896,000 ～
	2,643,999		3,183,999	3,711,999	4,187,999	4,663,999	5,135,999	
	所得区分 4	2,644,000 ～	3,184,000 ～	3,712,000 ～	4,188,000 ～	4,664,000 ～	5,136,000 ～	
		2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999	
	裁量世帯	所得区分 5	2,968,000 ～	3,512,000 ～	3,996,000 ～	4,472,000 ～	4,948,000 ～	5,424,000 ～
			3,447,999	3,943,999	4,415,999	4,891,999	5,367,999	5,843,999
		所得区分 6	3,448,000 ～	3,944,000 ～	4,416,000 ～	4,892,000 ～	5,368,000 ～	5,844,000 ～
			3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999

【課税証明書の所得金額または源泉徴収票では給与所得控除後の金額です。(入居者全員の合算額)】

所得金額でみる早見表

		同居及び扶養親族 (本人を含む)						
		単 身	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	
年間総所得金額	一般世帯	所得区分 1	1,248,000 円 以下	1,628,000 円 以下	2,008,000 円 以下	2,388,000 円 以下	2,768,000 円 以下	3,148,000 円 以下
		所得区分 2	1,248,001 ～	1,628,001 ～	2,008,001 ～	2,388,001 ～	2,768,001 ～	3,148,001 ～
			1,476,000	1,856,000	2,236,000	2,616,000	2,996,000	3,376,000
		所得区分 3	1,476,001 ～	1,856,001 ～	2,236,001 ～	2,616,001 ～	2,996,001 ～	3,376,001 ～
	1,668,000		2,048,000	2,428,000	2,808,000	3,188,000	3,568,000	
	所得区分 4	1,668,001 ～	2,048,001 ～	2,428,001 ～	2,808,001 ～	3,188,001 ～	3,568,001 ～	
		1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000	
	裁量世帯	所得区分 5	1,896,001 ～	2,276,001 ～	2,656,001 ～	3,036,001 ～	3,416,001 ～	3,796,001 ～
			2,232,000	2,612,000	2,992,000	3,372,000	3,752,000	4,132,000
		所得区分 6	2,232,001 ～	2,612,001 ～	2,992,001 ～	3,372,001 ～	3,752,001 ～	4,132,001 ～
			2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000

◎裁量世帯に該当する方のみ「所得区分 5、6」でも入居可能です。裁量世帯については6ページをご覧ください。

13 入居資格審査に必要な書類(公的証明の有効期間は3ヵ月以内です)

家族全員と連帯保証人の書類が必要です。よくお読みになって提出してください。

【入居する方の書類】

※入居資格審査には認印をご持参ください。

該 当 者		必 要 書 類 (申 込 日 現 在)
給与所得の方	平成29年1月1日から勤務先が同じ方	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 町(市・村)民税・県民税課税証明書 3 源泉徴収票(勤務先で発行) 4 健康保険証(家族全員のもの) 5 滞納のない証明(小山町外に住居登録がある方はそれに代わる書類)
	平成29年1月2日以降勤務先を変えた方	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 町(市・村)民税・県民税課税証明書 3 健康保険証(家族全員のもの) 4 滞納のない証明(小山町外に住居登録がある方はそれに代わる書類) 5 収入証明書(現在の勤務先で支払われた分のみ記入。最新の給与で1年間の収入を計算します。勤務先で記入してもらってください。)
確定申告の方 (自営業等の方)		1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 町(市・村)民税・県民税課税証明書 3 確定申告書の写し 4 健康保険証(家族全員のもの) 5 滞納のない証明(小山町外に住居登録がある方はそれに代わる書類)
年金受給者		1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 町(市・村)民税・県民税課税証明書 3 公的年金等の源泉徴収票・年金振込通知書等 4 健康保険証(家族全員のもの) 5 滞納のない証明(小山町外に住居登録がある方はそれに代わる書類)
(無収入の方 16歳以上の学生、 専業主婦も含む)	前年も無収入	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 町(市・村)民税・県民税課税証明書 3 健康保険証(家族全員のもの) 4 滞納のない証明(小山町外に住居登録がある方はそれに代わる書類) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> 課税証明書の欄に¥0または*という表示を確認するため </div>
	前年は所得あり	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 町(市・村)民税・県民税課税証明書 3 健康保険証(家族全員のもの) 4 滞納のない証明(小山町外に住居登録がある方はそれに代わる書類) 5 退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証のどれか <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> 前年度の所得が出ているため、辞めたという証明がないと、今年も収入があるとみなされます。 </div>

【連帯保証人の書類】

連帯保証人の書類	1 町(市・村)民税・県民税課税証明書 2 町(市・村)民税・県民税又は固定資産税の納税証明書 3 外国人の方は住民票(残りの在留期間等の要件を確認するため) ※ 後日、契約時に印鑑証明書も必要になります。
----------	--

入居する方が下記に該当する場合は、左記の書類のほかに下記の書類も必要です。

生活保護の方	生活保護の受給証明
母子家庭の方 父子家庭の方 単身者の方	戸籍謄本（独身であることを確認するため） ※外国籍の方は、独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類
結婚予定の方	1 婚約証明書 2 戸籍謄本（独身であることを確認するため） ※外国籍の方は、独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類
離婚調停中の方	裁判所の事件係属証明書等
障がいを持っている方	障がい者手帳・療育手帳
外国人の方	在留カード

以下の書類をそろえるときは、次のことに注意してください。

※ マイナンバーの提出により入居資格審査に必要な書類の一部（市（町・村）民税・県民税課税証明書、障がい者手帳、生活保護の受給証明）の提出が省略できるようになります。マイナンバーの利用を希望する場合、資格審査の前に必要な手続きがありますので、事前に必ずお問い合わせください。なお、マイナンバーの利用を希望する方以外は、住民票などの必要書類はマイナンバーが記載されていないものをご用意ください。

※ 提出された書類は一切お返しいたしません。

住民票

- 申込者及び同居しようとする「親族全員」のもの。
- 世帯主との**続柄記載**があり、**筆頭者及び本籍**の記載されたもの。
- 外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号の記載されたもの。

町（市・村）民税・県民税課税証明書

所得及び控除内容を証明する書類を町役場税務課に相当する部署で発行

平成 30 年 4 月 ～ 5 月までの申し込みの場合 → 平成 29 年度(最新のもの)
 平成 30 年 6 月 ～ 平成 31 年 3 月 〃 → 平成 30 年度(最新のもの)
 ◎当該年 1 月 1 日現在、他の市町村に住民登録していた方は、該当する市町村で入手してください。

源泉徴収票

（勤務先が発行し、勤務先の社印または代表者印が押印してあるもの）

平成 30 年 4 月 ～ 12 月までの申し込みの場合 → 平成 29 年分
 平成 31 年 1 月 ～ 平成 31 年 3 月 〃 → 平成 30 年分

確定申告書

平成 30 年 4 月 ～ 12 月までの申し込みの場合 → 平成 29 年分
 平成 31 年 1 月 ～ 平成 31 年 3 月 〃 → 平成 30 年分
 ※ 確定申告を済ませた方 → 確定申告書の写し
 ※ 確定申告の済んでいない方 → 申告予定額の申告書

納税証明書・滞納のない証明

平成 30 年 4 月 ～ 9 月までの申し込みの場合 → 平成 29 年度(最新のもの)
 平成 30 年 10 月 ～ 平成 31 年 3 月 〃 → 平成 30 年度(最新のもの)
 ◎当該年 1 月 1 日現在、他の市町村に住民登録していた方は、該当する市町村で市町村税の滞納がないことを証明する書類(完納証明等)等を入手してください。

※ 入居資格は、申込日現在の状況で判断します。

町営住宅団地一覧表

団地名	所在地	全体戸数	タイプ	単身申込	構造階数	竣工年度	戸数	専有面積(m ²)	間取り	家賃(円)		備考	
										I	~ VI		
ミミフジマカリ 南藤曲	〒410-1304 駿東郡小山町 藤曲930番地の1	89	A		耐火4	S54	16	60.20	3DK	15,600	~ 30,700	駐車場は 有料となります。	
			B		耐火3	S55	12	60.20	3DK	15,900	~ 31,200		
			C		耐火4	S56	16	60.20	3DK	16,100	~ 31,700		
			D		耐火3	S57	12	62.70	3DK	17,000	~ 33,500		
	〒410-1304 駿東郡小山町 藤曲947番地の1		E					6	68.00	3DK	23,300		~ 45,700
			F		耐火3	H15		6	58.50	2DK	20,000		~ 39,300
			G	可				6	52.80	2K	18,000		~ 35,500
			H		木造2			7	69.56	2LDK	25,800		~ 50,700
			I			H29		6	65.42	2LDK	24,300		~ 47,600
			J		木造1			2	67.08	2LDK	24,900		~ 48,900
カヤヌマ 茅沼	〒410-1312 駿東郡小山町 菅沼970番地	63	C	可	準耐2	S47	20	42.70	3K	8,800	~ 12,000		
			D	可	準耐2	S49	18	46.30	3K	9,800	~ 16,800		
ヨシホキタ 吉久保北	〒410-1322 駿東郡小山町 吉久保84番地の1	48	A	可	準耐2	S47	30	39.40	3K	8,100	~ 12,300		
			B	可	準耐2	S48	18	42.80	3K	9,000	~ 14,600		
ミドリガオカ 緑ヶ丘	〒410-1431 駿東郡小山町 須走109番地	56	B		耐火3	S59	12	62.70	3DK	17,300	~ 34,000		
			C		耐火3	S59	12	62.70	3DK	17,300	~ 34,000		
			D		耐火3	S60	12	62.70	3DK	17,500	~ 34,500		
フジガオカ 富士見ヶ丘	〒410-1431 駿東郡小山町 須走267番地の5	12			耐火3	S58	12	62.70	3DK	15,700	~ 30,900		

※南藤曲団地の、E・F・G・H・I・Jタイプは、浴槽・給湯器・換気扇・網戸を町で設置しております。

それ以外の住宅及び団地は、入居者の持ち込みとなります。

14 注意事項（申し込む前に必ずお読みください）

- ・町営住宅は必要最低限の補修しかしておりません。内装についての汚れ、キズ等の補修は行いません。
- ・入居後、団地自治会に加入し自治会の行なう敷地内の清掃や草刈等の行事には参加しなければなりません。
なお、自治会の役員や当番への就任は、正当な理由がない限り拒否できません。
- ・自治会の活動は会員の会費で運営されていますので、期日までに必ず自治会費・共益費を支払わなければなりません。
- ・町営住宅に住めるのは、契約者と登録されている家族のみです。
他人に住宅を貸すことはできません。
- ・町営住宅は住むためのものです。
商売など住宅以外の目的に使用または併用することはできません。
- ・原則として浴槽、風呂釜、照明器具、換気扇、網戸は設置しておりません。また、浴槽が設置されている住宅でもフタは各自持ち込みです。なお、退去時には各自で撤去してください。
- ・町営住宅には、生活習慣の違う多くの方が住んでいますので、ある程度 of 生活音は避けられません。
音に関するトラブルを予防するために、特に深夜や早朝にはお互いに気を付けてください。
- ・入居者間の個人的トラブルについては、町及び住宅供給公社は原則的に関与いたしません。
- ・近隣に迷惑となる、有害、危険もしくは大声、泥酔、脅迫行為が判明した場合は住宅を明け渡しさせていただきます。

※ 動物（犬・猫・猿・鶏等）の飼育、または団地内

内でのエサやり行為は、住宅の保全、またはトラブル防止のため禁止していますので、飼育等が判明した場合は住宅を明け渡しさせていただきます。また、明け渡し時には室内の全面改修費用を負担していただきます。



- ・下記のものについては入居者が直接負担するものとなっております。
 - ① 電気、ガス、水道、電話の使用料。テレビの共聴費用（南藤曲団地）。
 - ② 汚物、ゴミの処理（一般家庭のゴミを除く）に要する費用
 - ③ 給水施設及び汚水処理施設、その他共同施設の使用又は維持、運営に要する費用
 - ④ 小山町営住宅条例第21条第4号に定める町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用。

※なお、退去時には畳・襖の修繕費用を必ず負担していただきます。

収入証明書 (町営住宅申込用)

前年1月以降に転・就職された方は、下記収入証明書が必要です。直近よりさかのぼって記入してください。

氏 名						
職 種						
勤務または営業開始年月日	年	月	日	より		
・給与所得者は支払金額(支払った給与等から課税されない金額を除いた額) (賞与は賞与欄に) ・給与所得者以外の方は前年1年間分の所得金額					}	を記入してください。
年	月分	円		年	月分	円
年	月分	円		年	月分	円
年	月分	円		年	月分	円
年	月分	円		年	月分	円
年	月分	円		小	計	円
年	月分	円		賞 与	月分	円
年	月分	円		賞 与	月分	円
年	月分	円		合	計	円

	フリガナ	続 柄	性 別	生年月日	年 齢
	氏 名				
扶 養 親 族					

上記の通り相違ない事を証明します。

年 月 日

支 払 者

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

電 話 番 号 ()



婚 約 証 明 書

年 月 日

小 山 町 長 様
静岡県住宅供給公社理事長 様

申込者との関係_____

証明者 住 所 (電話) ()

氏 名 (印)

婚約者との関係_____

証明者 住 所 (電話) ()

氏 名 (印)

下記の者は、 年 月 日結婚予定者であることを証明します。
入居決定しだい結婚する

記

申込者 住 所 (電話) ()

氏 名

婚約者 住 所 (電話) ()

氏 名

誓 約 書

年 月 日

小 山 町 長 様
静岡県住宅供給公社理事長 様

申込者氏名 (印)

婚約者氏名 (印)

町営住宅への入居が決定した時は、町の定める入居条件を遵守することを誓約します。

※証明者は原則として両親または媒酌人にてお願いします。

※1人が両方の証明者になることはできません。

※申込者及び証明者が親子であっても、同一の印は認められません。